

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

二〇九（略）

4| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
(削る)

一 自己資本調達手段の概要

二〇九（略）

3| 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの

(4) 自己資本比率告示第十三条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(5) 自己資本比率告示第十三条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額

ハ 自己資本比率告示第十五条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〇二（略）

ホ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合

ヘ（略）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〇二（略）

(削る)

ホ（略）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。

一)並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五十三條第二項第二号及び第二百二十三條第一項(自己資本比率告示第九十九條、第一百一條及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。

一)並びに自己資本比率告示第十五條第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第一百一條及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向

三| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四| ロ (略)

五| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五| ロ (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関

する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 信用協同組合等が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ～ホ (略)

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第七十条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況につ

する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 信用協同組合等が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ～ホ (略)

八・九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第七十条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状

いて金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3| 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

(削る)

況について金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

2| 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下この号において「法」という。）第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第二号に掲げる会社又は法第四条の四第一

ホ (略)

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三〇十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

(削る)

項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第七号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

三〇十 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる除外項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5) 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(6) 自己資本比率告示第四条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

項目から控除した額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(削る)

ホ (略)

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。
）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十
三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告
示第九十九条、第一百一条及び第一百十条第一項において準用する
場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・
ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

ロ 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額

ハ 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第二条の算式の分母
の額に対する基本的項目の額の割合

へ (略)

四 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。
）並びに自己資本比率告示第六条第一項第三号及び第六号（自
己資本比率告示第一百一条及び第一百十条第一項において準用する
場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1)～(3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリテイ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごと）に開示することを要する。

(1) (略)

げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映す
るものとする。）

(1)～(3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

五| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリテイ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごと）に開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等に限る。）

ロ (略)

六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結

対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ・ホ (略)

八・九 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2 規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する信用協同組合等に係るものに限る。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

附 則

(適用時期)

貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ・ホ (略)

九・十 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。

附 則

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する信用協同組合等にあつては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁告示第九号。次項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する信用協同組合等にあつては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(新設)